

【採点基準】

- 合計して満点である配点 50 点を超えるときは、50 点で評価。各項目の点数は、上限を意味します。

本問のような請求適格が問題となる場合には、答案のカタチを作るのが難しいと思われるため、厳密な採点基準を以下では採用しておりません。スジの通っているものであれば評価し、下記の配点をあくまでも参考として、点数を付与していただければと思います。

設問 1 (計 30 点)

1 問題提起—民訴 135 条への言及 (5 点)

[考慮すべき要素]

✓ (将来) 給付の訴えの定義

・・・明確な定義の記載がなくても、将来給付の訴えの意義や区別の基準を書いている場合には、一定の評価をしてもよいのではないかと思います

✓ 敷金返還請求権の特質への言及

敷金返還請求権：目的物の明渡しを条件として、それまでに生じた敷金の被担保債権一切を控除した残額につき発生するため、甲の明渡し前には請求権の成否及び額が明確に定まらないこと

✓ 民訴 135 条の摘示

[補足]

本問の訴えは、X が本件 120 万円について敷金であることを否定する一方、Y1 が本件解約の合意を争って甲の明渡しを拒んでいるという事実関係のもと、Y2 が、X に対し、120 万円のうち Y2 の法定相続分である 60 万円について敷金の返還を求めるものである。甲の明渡し前には当該請求権の成否及び額が明確に定まらないという敷金返還請求権の特質から、明渡しをしない状態で敷金の返還を求める本件訴訟が、将来給付の訴え (135 条) として適法といえるかが問題となる

すなわち、こうした将来発生すべき債権について、基準時までには主張された事実および提出された証拠に基づき、将来において履行すべき状態にある給付請求権の存否を判断しなければならなくなる可能性があるけれども、それでも現時点において給付判決をすることが必要、適切といえるか、ということ

2 本件訴訟の適法性の検討—将来の給付の訴えとその訴えの利益 (計 25 点)

[補足]

民訴135条は・・・

(a) そのような請求権が本案判決をするのに適しているか (請求適格)

(b) 原告があらかじめ給付判決を得る必要があるのか

という観点から、訴えの利益の存否を判断する規定

すなわち、(a) 給付請求権が本案判決をするのに適していることを前提に、(b) 具体的事案における本案判決の必要性として、「あらかじめその請求をする必要がある場合」に、適法な訴えとなることを規定している

(1) 「あらかじめその請求をする必要がある場合」(民訴135条) (5点)

[考慮要素]

✓ 「あらかじめその請求をする必要がある場合」(民訴135条) の趣旨

・・・おそらくですが、この文言の解釈の中で、請求適格を論じる答案が出てくるのではないかと思います。そのような答案に対しては、請求適格の配点20点＋「あらかじめ・・・」の配点5点＝合計25点を前提にした評価点から、3点を減じてください。また、きちんと区分して論じた答案には、評価点に3点を加味してください。

✓ 義務者（とされる者）の態度

Xは、敷金ではなく礼金と主張しており、払う気がなさそう・・・

↓

(狭義の) 将来給付の訴えの利益は認められる

↓

しかし、請求適格の問題へ！

[補足]

この要件は、現時点において給付判決を得ておく必要性に着目するものである。たとえば、定期行為(民法542条1項4号)のように、給付義務の性質や内容から履行期に適時に履行される必要がある場合には、こうした必要性が認められる。

こうした性質を持つ給付義務以外でも、義務者が請求権の存在や内容を争い、履行をする意思がないことが明確な場合、あらかじめ給付判決をする必要があるとされる。たとえば、債務者が明確に履行しない意思を明らかにする場合だけでなく、継続的、反復的な給付義務について、履行期が到来している部分について不履行があれば、任意の履行は期待できないといえる。これらについては、どのような内容の給付義務であるかを問わず、弁済期が到来し将来その義務が現実化した時点において、被告による即時の給付が期待できない場合で

あるから「あらかじめその請求をする必要がある場合」（民訴135条）に該当する。

（2）将来給付の訴えの請求適格（計20点）

[考慮要素]

✓ 給付適格の判断基準（5点）

（パターン1）

判例：最判昭和56・12・16民集35巻10号1369頁〔百選22事件〕

要件①：請求権の基礎となるべき事実関係および法律関係が既に存在してその継続が予想される

要件②：請求権の成否および債務者に有利に作用する将来における事情の変動があらかじめ明確に予測される事由に限られる

要件③：②事由を請求異議事由とする請求異議の訴え（民執法35条）を将来債務者に提起させることが債務者に対して不当とはいえない

✓ あてはめ：請求適格は認められる??（15点）

請求適格について

要件①：請求権の基礎となるべき事実関係および法律関係が既に存在してその継続が予想される

⇒ 敷金の額やその成否は、明渡しに至るまでのY1らの賃料の不払いや明渡し時の原状回復の必要性によって変動し、その返還すべき敷金が存続するかは不透明

要件②：請求権の成否および債務者に有利に作用する将来における事情の変動があらかじめ明確に予測される事由に限られる

⇒ 賃料の不払いや明渡し時の種々起こりうる原状回復の必要性は、ひとえにY1らに依存する

要件③：②事由を請求異議事由とする請求異議の訴え（民執法35条）を将来債務者に提起させることが債務者に対して不当とはいえない

⇒ 基準事後に生じる賃料の不払いや原状回復の原因となる事由について、Xに立証を負担させることは不可能なことではないが、当事者間の衡平という観点から、許容しがたいのではないか

(パタン 2)

[考慮要素]

敷金返還請求権の特質：賃料の滞納や原状回復の必要性の有無によって、返還を求めることができるその金額だけでなく、場合によっては成否すら不明となる

当事者間の争いの状況：本問で明渡しは、解約合意を主張するXではなく、Y 1 ら（とくにY 1）に依存している

当事者間の衡平：以上の要素を踏まえて考えると、本件訴訟で将来給付の訴えの適法性が認められた場合において、起訴責任の転換によるXの負担は過重であるように思われる

[あてはめ]

本問では、将来における権利の発生の蓋然性に大きな問題があり、また、将来の強制執行に対する防御のためにXに請求異議訴訟の提起を求めることは、当事者間の衡平に反し過大な負担を求めることになる

↓

本件訴訟は、不適法

[補足説明]

請求適格を否定する答案であれば、パタン 1 であれパタン 2 であれ、いずれの答案についても、1 5 点満点で評価してよいと考えます。おそらく、判例等の検討の枠組みを提示できてない混乱した答案が複数出てくると思われ、パタン 2 を用いて柔軟に配点してほしいところです。

請求適格を否定する答案についても、たんに判例の基準を引用して、形式的な論述、中身の無いあてはめに終始しているものについては、厳しめの評価をお願いいたします。重要なのは、「敷金返還請求権の特質」を踏まえた論証が重要とされている問題なので。

請求適格を肯定する答案については、1 5 点から 3 点を減じた上で、より厳しく採点していただければと思います。肯定したことだけで 0 点にする必要はありません。

設問 2 (合計 2 0 点)

1 問題提起 (4 点)

本問は、甲建物明渡しの前に敷金関係の確認を求める訴えの適法性を問題にするもので

ある。将来の給付の訴えが不適法とされた場合、確認の訴えを考えざるを得ない（方法選択の適否）。将来の給付訴訟の対象とされた敷金返還請求権について、どのような確認対象として構成すれば（対象選択の適否）、即時確定の必要性が肯定され、訴えの利益（確認の利益）が認められるのか。

[補足]

将来給付の訴えが不適法となっていることと関連付けて、その対象とされた敷金返還請求権につき、どのように構成すれば、確認の利益が肯定されるか、ということが認識できていれば4点です。たんに確認の利益が問題となる、というものは、せいぜい2点としてください。

2 確認の利益を判断するための視点 (4点)

- (1) 解決手段として確認の訴えを選ぶことの適否（方法）
- (2) 確認対象としてどのようなものを選択するか（対象）
- (3) 解決すべき紛争の成熟性（即時確定の現実的必要）

[補足]

以上の一般的な確認の利益に関する視点が示されていた場合には、4点を付与してあげてください。

3 確認の利益 (計12点)

- (1) 解決手段として確認の訴えを選ぶことの適否（方法） (2点)

[補足]

将来の給付の訴えが不適法とされているため、確認訴訟を提起しても、方法選択の適否で不適法となることはない指摘できていれば、4点を付与してください

- (2) 確認対象としてどのようなものを選択するか（対象） (5点)

[考慮要素]

(パターン1)

賃貸借契約継続中の敷金返還請求権の確認を求める訴えの利益を肯定（最判平成11・1・21民集53巻1号1頁）

↓

確認対象＝敷金返還請求権は、条件付権利

↓

現在の権利または法律関係

[補足]

たんに条件付権利だから現在の権利関係だ、とするだけで終わらず、給付訴訟で将来の給付と性質づけられていた点を指摘していれば、配点5点に加え、3点を加味してください

(パターン2)

確認対象＝敷金返還請求権は、将来の権利または法律関係

[補足]

将来の権利関係でも、即時確定の利益が現在認められることで、確認の利益が肯定されるという点が明示されていれば、配点4点に加えて、3点を加味してください

(3) 解決すべき紛争の成熟性 (即時確定の現実的必要) (5点)

[考慮要素]

✓原告Y2が保護を求める法的地位(確認対象)は、十分に具体化、現実化されているか

⇒ 本設問の確認対象は、120万円のうち60万円分の敷金返還請求権であり、120万円の金銭に関するX名義の受領書もある

✓被告Xの態度等が、Y2の法的地位に危険や不安を感じさせているか

⇒ Xは、Y2が主張するように120万円は敷金ではなく、礼金だといっている

✓当該危険や不安を除去するために、確認判決をすることが必要かつ適切か

⇒ 本問では、将来の給付の訴えが不適法とされた場合に取りべき手段として、確認の訴えを考えているのであり、方法としてはこれしかなく、この訴えが適法として確認判決(敷金か礼金か)がされることによって、Xに交付された120万円の金銭の返還に関する将来の争いを避けることができる

[補足]

被告Xの態度については言及されることが多いと思われませんが、それだけにとどまった場合には2点以下としてください。それ以外の要素についてもしっかりと言及していること、事例を丁寧に読みこみ引用できていれば、配点5点に加え、3点を加味してください

以上